

教育でつなぐあなたの想い

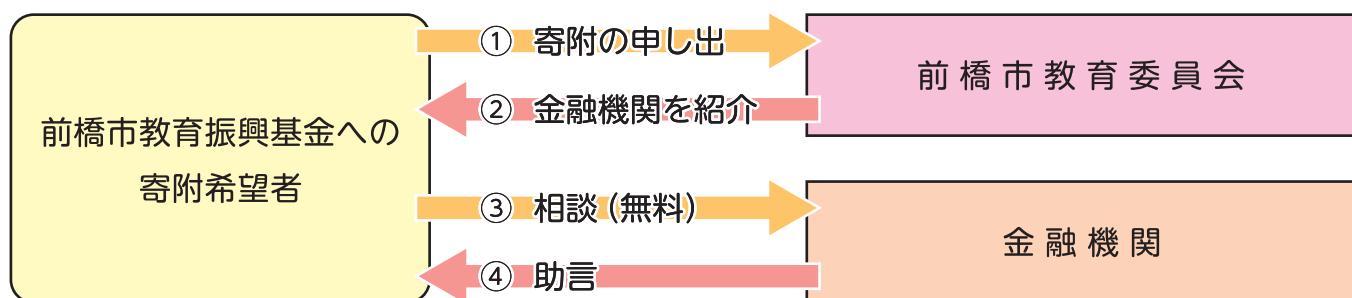
「大切な財産を故郷の子どもたちのために役立てたい」という相談が増えています。

本市教育委員会では、生前のご本人の意思や相続人の意思を受け継ぎ、円滑なお手続きが実現するよう、金融機関と「遺贈寄附・相続寄附」に関する協定を締結しています。

寄附金は、前橋市教育振興基金に積み立て、各種教育事業に有効活用させていただきます。



遺産（現金）を寄附するまでの流れ



※寄附の受付は現金のみ。土地・建物等の不動産のご寄附はお受けできません。

これまでの教育振興基金の活用事例

お預かりした寄附金は、学校をはじめ、文化財や図書館・公民館など、さまざまな教育の現場に活かされています。

歴史分野

臨江閣の魅力の充実
(臨江閣の門扉作成等)
(平成 27 年度～平成 29 年度)



情報分野

校内 LAN の無線化
(小、中、特支学校)
(平成 27 年度～令和 3 年度)



図書分野

貸出用絵本の充実
(貸出用絵本セットを購入)
(平成 24 年度～平成 27 年度)



芸術分野

市内小、中、特支学校における楽器の充実
(楽器の購入・修繕)
(平成 25 年度～平成 27 年度)



自然科学分野

環境・天文教室（児童文化センター）の充実
(天体望遠鏡、水槽、デジタル顕微鏡を購入)
(平成 24 年度～平成 27 年度)



募集する寄附の種類 (寄附の受付は現金のみ。土地・建物等の不動産のご寄附はお受けできません。)

遺贈寄附 遺言によるご寄附

寄附者 遺言者（ご本人）

生前に作成した遺言書にご本人の意思を残しておき、ご遺産を特定の人や団体に贈ったり、寄附することを「遺贈寄附」といいます。

遺言書の遺贈先に「前橋市教育委員会」をご指定いただくことで、お亡くなりになった後、ご遺産の一部または全てを本市の教育活動に有効活用させていただきます。

相続寄附 相続財産からのご寄附

寄附者 相続人

財産を相続した方（相続人）が相続財産を寄附することを「相続寄附」といいます。

「前橋市教育委員会」にご寄附いただいた「相続財産」は、本市の教育活動に有効活用させていただきます。

※前橋市教育委員会にご寄附いただいた財産（現金）は、相続税の課税対象になりません（非課税）。

※非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期間内にご寄附をいただく必要があります。

寄附をお考えの方へ

「遺贈寄附・相続寄附」を行う際は、法律やご家族・ご親戚への配慮など、専門的な知識が必要となりますので、弁護士、税理士、司法書士などの専門家や金融機関にご相談することをお勧めいたします。

なお、本市と「遺贈寄附・相続寄附」に関する協定を締結した金融機関にご相談いただければ、ご相談が無料で受けられます。寄附者のご希望に沿って、前橋の教育への寄附が円滑に実現できるようご案内させていただきます。

【締結金融機関・ご相談窓口】



ライフサポート部 でご相談を承ります

遺言信託・遺産整理業務専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-251676

※専任スタッフより、遺言や相続手続き等についてご説明させていただきます。



各支店 でご相談を承ります

各支店はこちらから
ご確認できます



◇ ご注意いただきたいこと

※遺言により相続人の相続分の指定や遺贈をした場合でも、兄弟姉妹（甥・姪）以外の相続人には、法律上一定限度の相続財産の確保が保証されていますのでご留意ください。

※前橋市教育委員会が、寄附を強要したり、専用口座への振り込みをお願いしたりすることはありません。

※寄附をしていただいた方の氏名や金額などの公表・非公表は、寄附者のご意向で決定します。

※個人に関する情報は、法令や条例で定める場合、その他特別な理由のある場合を除き、第三者に開示することはありません。

※前橋市教育委員会や締結金融機関では、遺産分割協議の調整や相続争いの仲裁、税務申告等を承ることはできません。それら個別具体的な事項については、弁護士・税理士等の専門家にご相談ください。

〈前橋市教育振興基金へのご寄附に関するお問い合わせ先〉

前橋市教育委員会事務局総務課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 電話：027-898-5802